

■返戻金 関連条文抜粋

(3) 本サービスの有効期間について

- 1.本サービスの有効期間は、上記確認書締結日より1年間とします。
- 2.貴社及び弊社は、いつでも書面もしくはメールにより解約の申出ができます。その場合、採用に至らなかった人数に対応するスカウトコンサルティング報酬の半額を貴社に返金し、サービスの提供を終了します。なお、スカウトコンサルティング報酬は本確認書締結時点で発生し、有効期間開始日からの日数に関わらず、解約が確定した時点でスカウトコンサルティング報酬が未入金の場合、貴社は未払い分のスカウトコンサルティング報酬と返金額の差分を弊社に支払うものとします。
- 3.有効期間満了日の1ヶ月前までに、貴社または弊社から書面もしくはメールにて本サービス終了の申し出がない場合には、有効期間は自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

(6) 内定辞退・取消について

内定確定した候補者（以下、「内定者」といいます。）が内定辞退または内定者側の諸事情を原因とし、客観的合理的かつ社会通念上相当性のある理由に基づき内定取消となった場合、弊社はその内定者にかかるスカウト報酬全額（在籍報酬を除く）を貴社に返金し、新たなスカウト業務を行います。

(7) 早期離職補償について

- 1.本確認書で選択した離職補償プランに定める期間内に内定者が離職（以下、「早期離職」といいます。）した場合、弊社は無償で新たなスカウト業務を行う義務（以下、「新候補者紹介義務」といいます。）を負います。なお、新候補者紹介義務は1名の採用枠につき2回までです。早期離職が発生した場合、貴社は弊社に早期離職者の離職日から10日以内に退職した旨を通知します。
- 2.早期離職者の離職日から起算して1年以内に新候補者が内定確定しない場合、貴社及び弊社は、弊社が早期離職者の移籍報酬を以下のとおり返金し、弊社の新候補者紹介義務を免除することを選択できます。
 - ①入社日から起算して30日以内に離職した場合、移籍報酬の70%を返金します。
 - ②入社日から起算して31日以降60日以内に離職した場合、移籍報酬の50%を返金します。
 - ③入社日から起算して61日以降、選択した離職補償プランに定める期間内に離職した場合、移籍報酬の20%を返金します。
- 3.前項に定める早期離職については、最終早期離職者（最終入社候補者）を対象に算出します。
- 4.新候補者と早期離職者との移籍報酬の差額が10%以上となった場合には、その差額を精算します。
- 5.指定期間内の再契約の場合は、早期離職補償の対象外とします。